全国老人福祉施設協議会

会 員 様

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 事務局長 天 池 忠 人

全国老施協会員に対するコロナ感染支援金について

全国老施協では、「広域感染症災害救援事業実施要項」を制定して新型コロナウィルスに感染した全国老施協会員を支援しております。

この要綱の見舞金・補助金の支給については、令和4年3月31日で廃止されます。

つきましては、次の要件に該当する全国老施協会員の方は、至急別紙「感染報告書」をかながわ高 齢協事務局までお送りください。詳細については、別添資料をご覧ください。

なお、この案内は高齢協ホームページにも掲載します。

【要件】

- 1 全国老施協に加盟している施設であること。
- 2 感染報告書提出日から遡って、2ヶ月前までの感染事例であること。
- 3 感染報告書を令和4年3月30日までに高齢協事務局に送れること。

【参考】

1 今年度既に 4 名以下の感染者で支給を受けていても、5 名以上の感染者が 2 ヶ月前までに発生した場合には要綱規定上の差額を受け取ることが出来ます。但し、差額は現在の要綱に基づくものとなります。

感染報告書送付先

- ○郵送 〒 221 0825 横浜市神奈川区反町 3 丁目 1 7 番地 2 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会
- Oメール k-amk@kanagawa-koureikyo.or.jp
- \bigcirc FAX 045-311-8768

問い合わせ先 事務局 天池 電話 045 - 311 - 8745